

参議院石炭対策特別委員会会議録第二号

昭和三十九年二月十三日(木曜日)
午後一時十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 岸田 幸雄君
理事 龜井 光君
徳永 正利君
大矢 正君
牛田 寛君

委員

江藤 智君
川上 為治君
郷 祐一君
高野 一夫君
二木 謙吾君
堀 末治君
吉武 恵市君
阿具根 登君
阿部 竹松君
小宮市太郎君
小柳 勇君
柳岡 秋夫君
鈴木 一弘君
田畑 金光君
福田 一君

国務大臣
通商産業大臣 福田 一君
政府委員
通商政務次官 竹下 登君
通商産業省 新井 眞一君
通商産業省 山保安局長 川原 英之君
事務局側

常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件
○当面の石炭対策樹立に関する調査
(昭和三十九年度石炭対策及び予算
に関する件)

○委員長(岸田幸雄君) それでは、た
だいまから石炭対策特別委員会を開会
いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 次は、当面の
石炭対策樹立に関する調査を議題とい
たします。

○委員長(岸田幸雄君) それでは、た
だいまから石炭対策特別委員会を開会
いたします。

○委員長(岸田幸雄君) それでは、た
だいまから石炭対策特別委員会を開会
いたします。

○委員長(岸田幸雄君) それでは、た
だいまから石炭対策特別委員会を開会
いたします。

○委員長(岸田幸雄君) それでは、た
だいまから石炭対策特別委員会を開会
いたします。

○委員長(岸田幸雄君) それでは、た
だいまから石炭対策特別委員会を開会
いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

われわれ石炭対策の実施にかかわるものといしましては、将来の石炭鉱業の目標となるべきビジョンを明確に描きながら、現実の政策を一步一步踏み固めて前進していきたいと思ひます。

本委員会におかれましては、今後とも一そうの御協力をお願いする次第であります。

なお、三池炭鉱については、保安について万全の措置を講じ、その生産再開を許可いたしました。この間の経緯につきましては、災害の状況等とあわせまして、後刻、鉱山保安局長から御報告いたします。

○委員長(岸田幸雄君) 次に、通商産業省当局から、昭和三十九年度の石炭関係予算について説明を求めます。新井石炭局長。

○政府委員(新井眞一君) あらかじめお手元に「昭和三十九年度石炭関係予算の概要」というものをお届けしておりますので、お取り上げいただきたく思います。その資料に即しまして、概要を御説明申し上げます。

まず、一枚をめくっていただきまして、二枚目のところに総計が出ておりますので、ちょっとごらんいただきたく思います。二枚目のやや中間より上のほうに総計が出ておりまして、三十八年度、本年度予算が百十七億—約百十八億でございます。来年度予算の原案といたしまして百二十億という形に一般会計の関係が相なっております。さらに、その下のほうに財政投融资関係もあわせて御提示してございますが、この点につきましては同じく合計欄をごらんいただきますように、三十八年度、これは億円単位でござ

います。百十八億、当初予算でございます。これに對しまして電発その他、後ほど御説明申し上げますが、三十九年度予算二百三十八億という概況でございます。

もとへ戻っていただきまして、項目につきまして概要を御説明を申し上げます。まず、その前に御認識いただきたいと思ひますことは、よく合理化関係の、スクラップ・アンド・ビルドでございますが、スクラップのほうで非常に大きな山を三十七年、三十八年とやってまいりました。関係上、そういう面からいたしますと、スクラップの予算と申しますのは、当然数字的には減つてまいりまして、ごさいいます。しかし、反面、今後、まあビルドの問題、あるいは産地振興、あるいは鉱害の問題、こういったフォロー・アップの仕事が、かなり重点として取り上げられてまいらなければならぬと思ひます。その点、充ほど大臣の説明のとおりでございます。

したがいまして、そういう面から申しますと当然減るものが—その資料にはございせんが、約十四億円くらいは減少に相なるかと思ひます。それであるにかかわらず、先ほど申し上げましたように百二十億という形に相なっております。あらかじめ御了承いただきたいと思ひます。

そこで、最初のところから申し上げますが、第一項に炭鉱整理促進費と、これは交付金によりまして炭鉱の整理をやつてまいりますものでございす。これが五十億に對しまして三十九億、先ほど申しますとおり、かなり山が減つてまいります。買い上げをいた

しまして山が減つてまいりまして、ごさいいます。次に、保安不良炭鉱整理費。保安の悪いものに對しまして勧告をいたしまして、交付金を出すというものでございす。これまた、同じく二億一千万円から一億七千万円、約四千万円ほど減らしたしておりますが、トン数でいきますと、三十八年度三十三万トン、これに對しまして三十九年度二十万トンくらいであるということをやつております。

次に、合理化事業団への出資金でございますが、この関係四十三億八千万から四十八億九千万、約四億九千万に相なっております。なお、この予算のほかに償還金といたしまして三十九年度に返つてまいります金が約五億ございすので、したがって、事業団としての運用の規模は、この四十九億に五億を足していただいた約五十四億という形になるわけでございす。右の備考の欄にございすように、近代化の出資が三十三億、それから中小炭鉱の第二種としてのやはり同じく近代化のございす。二億七千万、特に保安施設の整理の関係で、これは後ほど保安局長から御説明があるかと思ひます。新しく約五億というものがついております。後ほどこの点は保安局長から御説明があるはずでございます。それから石炭専用船、これも非常に効果あつてございまして、三十七年が三隻、このしが九隻でございます。十二隻も作つていただいておりますが、さらに三十九年八隻ということ、流通関係の費用は下げていきたいということでございます。現在約百五十六億円ばかり、流通の経費で減少の効果をあげ

ております。なお、配給基地の関係、それから荷役施設等の合理化問題、その他という形で約四十九億という形になっております。

それから四番目の電力用炭精算会社でございます。昨年はいろいろ御助力をいただきました。一億の出資をいただいたわけで、これは去年の九月に発足をいたしておりますものでございすので、今年度減に相なるわけでございす。

次に、産地地域振興の対策でございますが、この点がかなり大幅に増額をいたしておるわけでございまして、十三億に對しまして二十億、さらにあとで申し上げます財投の関係も合わせますと、右の備考の欄にございす。すなわち産地地域振興事業団の事業規模といたしましては五十二億という形に相なるわけでございす。三十八年の本年度が三十二億でございますので、かなりしつかりやつていかなければならぬと考えておるわけでございす。その五十二億の中に、土地造成とかボタ山処理の関係が二十五億、それから企業誘致して来る方にお金を貸してやつてもらうというものが二十七億でございます。それからそのほか何に書いてございす。すなわち産地地域の調査といたしまして工業用水—水の問題の調査にかからうと考えております。この五億は額と、その次に企業誘致促進費、これは額は一千万円でございますが、新しい予算でございまして企業誘致に關連をいたしまして、大都市の商工会議所に補助金を出しまして、大いに産地を見てもらひPRをやつて企業誘致をはかつてまいりたい、こういう考え方で

ございす。なお、六番、七番、鉱害の関係でございますが、上の六番の鉱害復旧事業費のほうは、復旧事業団の関係でございまして、実際の臨鉱法関係のものでございす。これが約一億七千万円から二億八千万円になっております。そのほか、備考にございすように、農林省あるいは建設省、そういう他省分といたしまして十四億あるわけでございす。全体、臨鉱法関係の、これからいたしましての来年度事業規模といたしましては、約三十億という想定をいたしております。本年度が二十五億でございます。

次の鉱害賠償基金でございますが、これも昨年三億出資をいただいたわけでございす。さらに一億の追加出資をいただくということに考えておるわけでございまして、これは、鉱業権者が鉱害を復旧するときには負担をしなければならぬときに、金がないという場合に、この基金から金を貸してやる。そのためにあらかじめ積み立て金を取つておくというものでございす。さらに一億の出資をお願いするわけでございす。この関係で実は法律問題がございす。鉱害の担保臨時措置法というものがございす。これが三億というふうに出資の額がきめられておるわけでございす。一億の出資に伴ひまして、その辺の形を変えていかなければならぬということ、いづれまた、御審議をお願い申し上げます。

次の石炭技術振興対策費、これも非常に肝心な予算でございまして、本年度五千万円の増額をいたしまして、特に一般炭のコース化ということで需

ございす。なお、六番、七番、鉱害の関係でございますが、上の六番の鉱害復旧事業費のほうは、復旧事業団の関係でございまして、実際の臨鉱法関係のものでございす。これが約一億七千万円から二億八千万円になっております。そのほか、備考にございすように、農林省あるいは建設省、そういう他省分といたしまして十四億あるわけでございす。全体、臨鉱法関係の、これからいたしましての来年度事業規模といたしましては、約三十億という想定をいたしております。本年度が二十五億でございます。

次の鉱害賠償基金でございますが、これも昨年三億出資をいただいたわけでございす。さらに一億の追加出資をいただくということに考えておるわけでございまして、これは、鉱業権者が鉱害を復旧するときには負担をしなければならぬときに、金がないという場合に、この基金から金を貸してやる。そのためにあらかじめ積み立て金を取つておくというものでございす。さらに一億の出資をお願いするわけでございす。この関係で実は法律問題がございす。鉱害の担保臨時措置法というものがございす。これが三億というふうに出資の額がきめられておるわけでございす。一億の出資に伴ひまして、その辺の形を変えていかなければならぬということ、いづれまた、御審議をお願い申し上げます。

次の石炭技術振興対策費、これも非常に肝心な予算でございまして、本年度五千万円の増額をいたしまして、特に一般炭のコース化ということで需

要確保の面の研究をやつてまいりたいというものでございます。

一枚めくつていただきますと、原料炭炭田開採調査の問題、それから次の十番といたしまして、産炭地域振興公共事業促進調整費というのがござい

ますが、これが新規項目といたしまして三億、もつとも備考欄でござんいた

きますように、経済企画庁のほうに計上されておりますけれども、あくまで

も産炭地域振興の産業基盤のために一般の公共事業と関連をいたしまして産

炭地事業とのつながりをつけていこう、この金で、そういう趣旨の新しい

柱でございまして、経済企画庁と通産省とよく連係をとりまして効果をあげ

てまいりたいと考えております。

そういうふうなことでございまして、合計百二十億という形に相なるわけ

でございます。

御参考までに、三十七年から三十八年でございますが、この間非常な飛躍

をいたしております、三十七年度の予算が五十八億でございますが、これ

が約百十八億になったわけでありま

す。さらに百二十億ということに業団への融資、これは整備資金の關係でござい

ますが、今年度三十五億でございまして、三十八年度は、当相なつてお

るわけでありま

す。さらに財政投融資の關係でござい

ますが、石炭鉱業合理化事初六十億で

ございまして、御承知のように、後ほ

ど追加をいただきます、八十億、四

十五億と、追加のほうが多いのでござ

います、百二十五億もらつてござい

ます。しかし、当初予算に比しまして、

今度は三十五億でございまして、おの

ずから不足のときでもあり、過剰劣

力

の整理資金の金は激減をしていくとい

う形に相なるわけでありまして、これ

も、ただ、これも事態に合わせてまい

らなければならぬ関係上、もし不足

の場合に、いろいろ考えていかなければ

相ならぬかと考えております。

それから、その次の事業団への融資、

これも先ほど御説明申し上げましたと

おりでございます。

なお、開採の百十億、それからその

下の電源開発株式会社への投融資、こ

れは石炭の特に四十二年におきます五

千五百万トンの確保のための大きな柱

でございまして、石炭専焼火力を電發

で建設を始める、三カ年計画でござい

ますが、昭和四十二年度におきます燃

料消費量が二百五十万トン、これは

長期取引でやっておりますので、上乗

せて二百五十万トンと相なるわけでご

ざい

ますが、そのためには百二十八万

キロワットの石炭専焼火力を三年計画

でつくっていくというものでございま

す。本年度五十八億の財投をいた

たわけでありま

す。したが、いま、二百三十八億円とい

うことに相な

つてござい

ます。きわめて簡単でござ

い

ますが、予算の内容の御説明を終

わります。

○委員長(岸田幸雄君) 次に、鉱山保

安関係予算の説明を求めます。川原敏

山保安局長。

○政府委員(川原英之君) 私、先月付

をもちまして、新しく鉱山保安局長を拜

命いたしました川原と申す者でござい

ます。未熟な者でござい

ますが、何と

ぞよろしくお引き回しを願いたいと思

います。

お手元に御配付申し上げております

資料によりまして、鉱山保安関係の今

年度の予算案、それにつきまして御説

明を申し上げます。鉱山保安の關係の

予算といたしまして、まず鉱山保安の

対策及びボタ山災害防止対策、保安施

設整備のための融資並びに保安不良炭

鉱の整理費及び鉱山の保安技術に關す

る特別研究費、大体、こういうような

五つの項目を持

つてござい

ますが、以上五つ

の項目を申し上げ

ますと、三十八年度

予算が五億八千四百七十八万九千円に

対しまして三十九年度が十一億五千九

百三十九万六千円、今年度におきます

この五項目通算いたしましての比較

は約五億七千四百万円の増額に相な

つております。

次に、その内訳につ

きまして申し上げ

ますと、まず鉱山保安の対策費で

ござ

い

ますが、これが具

体的にはいろいろ

な鉱山の保安監督に

対しましては諸般

の経費に相なるわけ

でございます。ま

ず第一に鉱山保安監督局長、監督官が

は実際に鉱山保安監督局長、監督官が

鉱山に参りまして、いろいろな種類の

検査をいたします

その旅費及び庁費で

ござ

い

ますが、この關係は

昨年度四千

百九十九万五千円に

対しまして、本年

は四千八百三十三万

三千円、約六百万

円の増額に相な

つてござい

ます。今年度の

私の考えといたし

まして、従来の

巡回検査その他を

通じまして、いろ

いろと検査をして

まい

つたのでござい

ますが、今年度

は、さらにこの巡回検査

を強化いたします

ほかに、鉱山全体と

して一般的ないろ

いろな角度から、保

安關係を検査いた

します総合検査を

新

しく強化いたし

ましてまい

りたいと存

する

わけであり

ます。

次に保安教育強化

拡充費、これは現

在

法律できめられて

おります保安技術

職員その他係員の

教育あるいは監督

官の研修というや

うなことに用いま

す費

用でござい

ますが、三十八年度

七百九十一万七千

円に對しまして、

三十九年度は八百

二十万、これはく

わすか

でござ

い

ますが、二十八

万五千円の増額に

相な

つてござ

い

ますが、三番目の

鉱山保安監督上の

技術基準作成費、

これは主と

して炭じん

の抑制のための

技術基準

の作成を本年

度は行

なう予定でござ

い

ますが、昨

年の三池の災害等

にもかんが

みまして、特に

この炭じん

の問題を本

年度は、特に重

点を置いて

技術基準

の作成して

まい

りたい、か

ように存

じて

いるわけ

でございます。

以下炭鉱合理化

即応の保安対策費、

これは石炭鉱山保安

技術懇談会という

組織を通じて、従

来急傾斜炭あるい

は若石接層等の落

盤防止のための

研究

をいた

しております懇談

会でござ

い

ますが、その研究

の費用に充てるも

ので

ござ

い

ますが、中小

鉱山の保安指導費

で

ござ

い

ますが、これは

現在一種のコン

サルタントを持

つてござ

い

ますが、この

コンサルタント

による中小

鉱山の保安

指導をいた

す予定で

ござ

い

ますが、指

導員が現在

三百六十九名

おりますが、

それは従

来も、いろ

いろと活用方

をは

かつて

おりますが、

な

お、この指導員

による指導

を活動に

行な

つて

まい

りたいと思

つて

ござ

い

ますが、

次に、じん肺

の關係の対策費

でござ

い

ますが、こ

れは昨年同様の

金額で

ござ

い

ますが、主として

じん肺指導員に

より

まして、通

風の改善とい

うことを

目指して

おります。

鉱山災害要因分析

実施につ

きまして、

災害のい

ろんな

要因が直接、間

接にござ

い

ますが、そ

の要因關係を具

体的に究明して

統計的

に当た

つてい

くというた

めに設

けて

お

るで

ござ

い

ますが、

以下、

鉱山保安

國家試験

実施費、

司法捜査

費、

鉱害防止

対策費、

鉱山保安

協議會

費、

鉱山保安

試験審査

費、これらはい

ずれも現在

の法律

その他に

基づ

まして

行な

つて

ござ

い

ますが、

大

体、前

年

程度

の仕事

に相

な

ると思

い

ます。

な

鉱山におきます最近のいろいろな災害発生状況にかんがみまして、保安法規をきびしく適用いたしますと同時に、保安設備の整備改善に必要な資金につきましては石炭鉱業合理化事業団から、保安融資として無利子の融資を行なう。そのための資金でございます。この融資につきましては、実は三十六年から二億六千万だけの中小企業向けの保安融資の予算はあったのでございますが、今回は、これをさらに大手炭鉱にも貸し付けて、そうして保安設備の完壁を期したい。こういうことを考えておる次第でございます。その金額は、石炭鉱業合理化事業団により出しますものが、今年度の計上は四億九千六百万円でございまして、さらに従来の保安融資に対する償還金が三千七百万円見込まれますので、計五億三千三百万円がこの無利子の融資に充てられるわけでございまして、この融資は、合理化事業団から工事費の四〇％を貸し出しまして、残りの六〇％につきましては、大手につきましては開銀、中小炭鉱につきましては中小企業金融公庫の融資ワタの中からおき合わせて融資をしていく、こういう方針でございますが、対象設備は、従来よりさらに広げたい予定でございますが、なお、これは目下折衝中でございます。

職者給付金を交付いたすものでありまして、昨年度は三十万トン分二億一千百円であったのでございますが、今年度は一億七千万円、二十万トン分には減少をいたしております。

次に、これは新しい保安技術の開発ということでは、今後いろいろと探掘方法が進みますにつれて、ますます必要となつてまいります次第でございますが、この関係の特別研究を資源技術試験所におきまして、研究を続けてもらう目的でございます。主として通気の保安を自動制御する、あるいはハッパの保安技術を特別に研究をする、あるいはガス突出の予知技術を開発して、いくというような諸般の特別研究のために今年度におきまして五千五百万円を科学技術振興費に計上いたしまして保安技術の改善に充ててまいりたいと存じておる次第でございます。

○委員長(岸田幸雄君) ただいまの通産大臣の所信表明並びに予算関係について御質疑がある方は順次御発言を願います。

○大矢正君 先ほどの大臣の所信表明、引き続き行なわれた予算の説明、これらにつきましては、各それぞれの分野において、いろいろ私も意見があります。特に予算につきましては、予算委員会でも議論をされることと思ひますし、なお、当石炭委員会においても後日あらためて議論が行なわれることと思ひますので、そういう点は一応省略をして、先ほどの大臣の所信表明に対して二点だけ当面をする石炭対策について伺ひをしておきたいと思ひます。

その第一点は、石炭の需給関係の問題であります。御存じのとおり政府が

予想していた以上の早いテンポで石炭産業の合理化が行なわれましたために、出炭量が急速に低下をして、そのことのために、昨年の夏から、まあ現在も多少そういう傾向はありますが、むしろ石炭が不足をしているのではないかと、この情勢すら一部にあつたのであります。そこで石炭の経営者は、盛んに増産運動を展開をして、何とか需要に間に合わせようという態度で臨んできたやうであります。しかし、現状をどうかというのではなしに、これから半年後ないしは一年後の石炭の需要関係はどうなるのかということを見通して考えますと、どうもそう甘い状態ではなさやうであります。

そこで一般炭の問題については、電力用炭引き取りの問題であるとか、なしいしは先ほど予算の中で説明がありました。電炭の措置がありますので、徐々にではあります。方向が明らかになつてまいりましたが、むしろ私は、ここで一つ心配なのは、原料炭の需給ということ。これが将来問題になるのではないかと、この不安感を持つてゐるのであります。それは申すまでもなく、原料炭は、もちろん今日主として引き取りをするのは鉄鋼でありますから、鉄鋼のこれから言うならば動向が、どうなるかということも、一つには問題があるかと思ひます。同時にまた、鉄鋼が大量に海外から輸入をしてゐる原料炭との兼ね合いもあるわけでありまして、そこでスクラップをする場合におきましても、非常に多いのは、やはり一般炭が今日までの経過でありまして、したがって、能率を高く上げていくということになりますと同時に、合理化

をますます進めていくということになります。と、原料炭の出炭態勢というもの、は、徐々にではあります。が、大きくなつていくというところは考えられるわけでありまして、私は一つには、一体この原料炭というものは、国内の不足の分だけを海外からの輸入に仰ぐ、こういうたてまえが実際の面で貫かれてゐるのかどうかということが一つはあると思ひます。そうじやなしに、外国から輸入をする、言うならば鉄鋼用の原料炭、鉄鋼だけじゃありませんが、鉄鋼を中心とした原料炭は、ある一定量は一年間にどうしても輸入をしなければならぬのだという前提で原料炭対策の需給問題をとらえていくということになりますと、かなりこれは、現状はもっとむづかしくなつてくるわけでありまして、

そこで大臣として、一体この当面をする需給の問題、いや、これは当面だけではなくて、これから先の需給というものに対して、どういう判断をもつておられるのか、まずその点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田一君) たいへん御心配をいたしまして、まことにけっこうでございます。また、われわれもあなたと同じやうな、また一つ別には、この何といひますか、国内資源をできるだけ使うことによつて、外貨不足を補うというやうな面も別にもございまして、で、私たちとしては、今後できるだけ、やはり国内で生産ができるならば、原料炭を国内の分を使うようにしたい、こういうやり方で進めてまいりたいと思ひます。ただ、そう言いますと、それならば長期に契約しておるのがあるじやないか、あるいは将来も、こうい

うところに入ってくるのじやないかというお話、御質問もあろうかと存ずるのであります。しかしこれは日本の鉄鋼業は御案内のように、三十八年度は相当増産をいたしまして、三十九年度も引き続きこの増産態勢を続けていくことになる、相当やはりふえる予定であります。今後も日本の経済を順次伸ばして輸出額を百億近くまでもつていくというやうな態勢になりますと、どうしてもこの鉄鋼業自体の伸びも考えていかなければならぬので、将来私は、やはり鉄鋼業というものは、相当程度伸びていく一応の見通しに相なつておるのだ、そういう場合において、もちろん計画をいたしましては、い、そういうやうなことで困りますので、ある程度は、やはり海外に依存していく形で見ていかなければならぬ。せんが、基本的な腹がまえとしては、い、まああなたが話になつたやうに、できるだけ国内炭を使うという気持で、今後よそとのそういう契約をしていく場合にも、それを腹の中に入れて、それには、はやつていくようにしたい、それには、しかし、また国内における原料炭が今後どの程度、どういふふうに出ていくか、計画は一応あります。しかし計画と実際とは、なかなかマッチしないものであります。事実をよく見ながら、予定は一応立てておくが、事実をよく見ながら、常に是正するといふやうな、直しながら、方向としてはやはり国内の原料炭をできるだけ使うやうな方向で指導をしてまいりたい。かやうに思つておるわけでありまして、

○大矢正君 石炭局長にちよつとお尋ねしますが、資料があるかどうか存じませんが、昭和三十八年度、すなわち現在の年度の国内の原料炭の産出量と、それから海外から輸入をする原料炭の量と、同時にこれは三十九年度の見込みもあわせて、もし資料があったらお答えをいただきたいと存じます。と同時に、これはあなたから御答弁をいただきたいと思うのでありますが、今日まで鉄鋼各社が海外から原料炭を買う場合において、当然のこととして、単年度で契約をするのではなくて長期にわたつての契約だと思つております。また、そうでなければある程度価格の話し合いというものは出てこないと思うのであります。そういう実際上の原料炭輸入の今日までの経過は、一体どういふうに行なわれていたのかということをお答えを願ひたい。

○政府委員(新井眞一君) まず、原料炭のことしの情勢でございますが、国内のほうで供給いたしておりますのが千二百二十万トンでございます。これは鉄鋼、ガス等でございます。それから輸入でございますけれども、本年度まだいろいろ問題がございますけれども、三十七年度の数字が、いま手元にごさいますので申し上げますと、九百八十万トンでございます。それから契約の点でございますが、石炭側といたしましては、きわめて供給の弾力性というふうな点もございまして、できるだけ長期に契約をやつていくということが、私どもの願ひでございます。御承知のような状況でやつておりますが、ただ、鉄のほうはいろいろ景氣調

整も受けまするので、この間において、向こうの都合もございまして、そういう面では、いまのところ一年間通じての長期の取引ということには相なつておらないようでございます。なお、おむね三ヶ月、ただ全般的に需要部門別は、これくらいを長期契約をしていくというところは、大臣のほうからいろいろ伺つておましてやつておりますけれども、実際の会社別の契約というものは、おむね三ヶ月というふうな状況に相なつております。

○大矢正君 今日までのわが国のこの原料炭の状況を見ますと、私はずつと調べてみても、ほぼ輸入炭とそれから国内の供給というものは五分五分という程度で上下やつておるわけですね。そこで、なるほどあなたは三ヶ月くらいの限度で輸入契約をされるというお話であります。ただ私なりに考えてみますと、實際的には、そういうことは長期に行なわれていて、それから国内の炭の供給が優先になつて、たとえば鉄鋼の不況の際に引き取り量が減つた場合には、輸入炭を減らすというやり方ではなしに、輸入炭の一定量というものをまず概念的に計算をして、その上に立つて、もし鉄鋼その他の不況による需要の減退が行なわれた際には、その分を国内産の取り引きを少なくするという方向で調節が行なわれてきたのではないかと私は見ておるので、その点はいかがですか。

○政府委員(新井眞一君) お話の点とは違つておまして、こちらの供給量を見合ひまして、その上で輸入の量をきめておるわけでございます。○大矢正君 あなたの言うことが、實際上措置としてとられておるといふことであれば、私はもうけつこうなことだと思つております。そこで大臣に最終的に御答弁をいただきたいことは、かりに鉄鋼の一時的な不況、操短等による原料炭の需要の減退が起つた際には、国内原料炭を、これを犠牲にするとしませんか、ある場合には、まあ貯炭融資も多少するでしようが、そういう措置をするのではなくて、輸入炭のほうで調節する。もとより、輸入炭と国内炭を比較して、どうしても外国炭でなければ間に合わない分野もありますから、その点をどうしようというのじゃありませんが、一般的に言われる、国内においても供給可能な原料炭については、それを優先的に考えていくということをお話の際、お約束できるかどうか。

○国務大臣(福田一君) 行政指導のあり方としては、私はそうやつてまいりたいと思ひます。ただ、しかし、それはそれじゃもう、それぞれの会社と相手方との間で、いろいろお約束しておつたりして、どうにも動きのとならないという場合には、これはやはり商売のことであるから、いまあなたの話とおつちやつたように非常に不況になつたときというのを相定してお答えをいたしておるのであります。私は、やはり原則としては、国内のものを優先させる、不況になつたような場合でも、もちろんやはりできるだけ国内を優先させるといふことでなければいけません。と思つておられます。ただ、そのときに、この分だけは、これは違つたやうないかという具体的な問題になりまふと、例外的になかなか指導がむずかしいことは起つて得ると思ひます。

が、方針としては、御趣旨を体して措置をしてまいりたいと、かように考えます。

○大矢正君 これはこれで、幾ら大臣と議論してもしようがないことでありますから、ただ、通産省として、どういふ判断を持つてもらへるかというところまであります。私は、いろいろ分析をしてみても、今日鉄鋼業というものは操短を緩和したり、ないしは操短を解除したりという形で、これから鉄鋼の需要ももちろん伸びるし、それから鉄鋼の生産量もふえるのではないかと、単純にそうは考えられないわけでありまして、はたして今日の原料炭の国内需要というものが、そのまゝの形で、ないしはそれ以上伸びていくかどうかということについて疑問があらまふ。同時に、合理化が一段落をいつつある今日、安定した原料炭の供給ということが可能になつてきた状態であるから、必ず原料炭が、その際むしる問題になるのではないかと、遠からず、そういう心配があるの

で、いま大臣にお話をしたわけでありまして、その点ひとつ行政上、できる限り措置を講じてやつていただきたいと存じます。

その需要問題で関連をして、もう一つお尋ねしたいのは、予算の中にもあります。大臣の所信表明の中にもあります。電源開発による石炭専焼火力の建設についてありますが、これは私もいろいろ聞いております。このところによると、揚げ地発電ということでは、北海道、九州というやうな産炭地での発電でないかのような印象を受けておるのであります。しかし、いろいろ電力需用の關係等もあつて考へて

おられることだとは存じますけれども、われわれ考へてみて、九州、北海道における電力の需用量というものは、やはり年々伸びていつてゐることは事實であります。その際に、電力会社——北海道電力なり九州電力に設備をさせるべきか、ないしは電廠をやるべきかという議論の分かれ道はあるといたしまして、石炭を東京や大阪まで運んで、そこで火力にするというよりも、やはり現地で火力発電を建設したほうが、実際の電力原価の上において私はぐつと違ふと思つております。

ですから、いろいろこれはまあ電力会社との関連の問題もあるでしようけれども、私は、やはりこの際、思い切つて産炭地発電というのを考へてみるべきではないのか。まあ大蔵省その他の話し合いもあることであります。当面、ことしの予算の中にあります。三基の分について、すぐ直ちに産炭地発電ができるかどうかは存じませんが、しかし、将来の計画があつて、五基までつくろうという通産省の意欲がありといたしますれば、たとえそのうちの二基、一基でも九北につくつて安い電力の供給をするという方向にあわせて、また、この産炭地の振興のために資するといふ意味でやるべき必要があるのではないか。私は中小炭鉱の肩を持つわけじゃありませんけれども、かりに揚げ地発電といふことになつて、力の弱い中小炭鉱は、炭を納めるといふことがおよそ不可能になるのじゃないかといふ一つの心配も持つております。まあこれが九北でありますれば、中小炭鉱の炭も、産炭地発電でありますから、これ

はまあ貨車輸送だけで間に合うのでやれるという面も出てまいりますけれども、東京・大阪まで運んでということになりますと、中炭鉱では、なかなか手の届かない点が出てまいります。そういう面も出てまいりますので、この際、ひとつ通産省も、そういう考え方を、まあいま直ちに実施をせよといつても無理でありまして、けれども、検討してみれば、必要性があるのではないかと、これを大臣に申し上げたいと思うのであります。いかがでしょうか。

○国務大臣(福田一君) まずお答えをいたしますことは、検討をしてみようというところでございますから、これは検討させていただきます。ただ、まあ九州の場合、送電線の関係もございまして、需用地との関係があるので、九州の場合は、送電線をどういうふうに措置するかということによって、かなりその問題は解決し得る余地がありますが、北海道になりますと、送電線の関係からいって、そういうふうな電送のものでやらず、これはまあ電送が、またそこでやってくればいいのですから、できないことはあります。けれども、いよいよ彼此流用するということになることが困難な点に一つ問題が起きようかと思ひます。

ただ、しかしいまの御趣旨でございますれば、北海道電力自体、あるいはまた、そこら辺にある産業が一緒にあって自家発電をするというふうな場合も、一つの考え方なろうかと思ひます。であります、いわゆる石炭火力を現地に於いて発電して、そうして安価な電力として供給し得る道があり、いたしませんならば、これはわれわれは十分、どういう方法であらうとも、これは電

発であろうとも、北海道なら北海道の電力会社であろうと、あるいはまた、需用者だけが組合でもつくると、会社をつくらせて別個にやろうと、そういうものは、ひとつ考慮してみたいのではないかと、こういうふうな考えを持っております。

○大矢正君 いま需給関係の問題で大臣に質問をしたのでありますが、もう一つ、石炭産業の当面する大きな問題は、雇用の確保であります。これは申すまでもなく、合理化の急速な実施によつて、あらゆる産業が人手不足というふうな状態に逆になつてきております。人手と申しまして、坑外で働く人とか、ないしはお客よりは比較的多いのでありますが、実際に石炭を出すための坑内作業員というものが不足をしております。しかも若年労働者が不足をしております。これがこれからの石炭産業にとつては非常に重大な問題になつておるものであります。

そこで私どもとしてはこれをこのまま見過ごしますと、人的な面で石炭産業は立ち行かなくなる。たとえ最近の石炭産業の平均年齢といふものは、もう四十歳をこえているのであります。四十歳をこえる平均年齢なんという産業は、およそ私はないと思ひのであります。そこで炭鉱といふものは追いついてきておられます。平均年齢が高いといふことは、家族構成が高いといふこととあり、家族構成が高いといふことは、とりもなおさず生活する上におきまして、高賃金をとらなければ生活が不可能だということにも通じていくわけでありませう。

そこで、最近経営者の中では、鉱山学校をつくつて中学校卒業生をまずその学校に引き込んで、二年間なら二年間の教育を経て坑内作業員として、これを使用するという考え方をもちてやられておる向きもあるようでありませう。が、これだけの措置でもつて、今日必要炭鉱の多くの坑内員及び若年労働者を雇用することは、もう不可能なことであります。そこで、根本的にどうすればよいのかといふことになりませう。私は大臣もこの所信表明の中でうたつておられますように、高効率高賃金というその体制が今日の石炭産業の中でつくり得るものかどうかといふことが一つあると思ひのであります。これは厚生施設を含めた給与の内容が、あまりにも他産業と比較をして落ちておるというこの現状が、一つには雇用問題で深刻な問題を起しておると私は思ひます。単にこれは深刻なといふだけじゃなしに、もっとひどいのは、企業と企業との間に人間の、労働者の奪ひ合い合戦をやつておるわけですから、引き抜き合戦をやつておる。いま、その一番しつこく受けておるのは中小炭鉱であります。中小炭鉱における坑内の、しかも、技術のある能力のある者を、金を出して、これを引き抜きに、お互い各社が歩いておるのが現状なんです。そのために、ここ半年か一年のうちに中小炭鉱で、採算の上では合つても人的な面で石炭産業を、石炭企業を継続していくことができないといふ深刻な事態が起るのではないかといふ深刻な事態が起るのが今日の事態なんです。こういう事態をなすためにどうするかといふことであります。私は根本的には、いまの炭鉱に働く多くの人々に、どうやって一体よい給与を与えるか、あらゆる意

味を含めた給与という意味で申し上げますと、よい給与を与えるかといふことがあつておると思ひます。これはもちろん政府の施策も必要でありませうし、政府の石炭産業に対する。また個々の企業に対する行政的な措置も必要であります。ところが、経営者の考え方、大部分は、そういう分野におきましては、十分ひとつやらせるような方向でいかなければならぬと思ひのであります。が、私自身考えてみて、同自身の中において、でき得べき数々のことがあるのじゃないか。たとえばこの全体的な作業をする人々の作業条件をよくするといふことが目標なのであります。賃金さえ高ければ、それでいいといふものでは私はないと思ひのであります。たとえばこの間の三池の爆発のときに、阿具根委員から本会議で指摘があつたとおり、坑内でガス爆発のため亡くなった方、殉職された方、いかに労働保険といふものは、わずかに四十万円をこえる程度であるといふような、こんな状態、四十万円では、これと、こういうような状態、四十万円の金では、家族が一年さへも生活ができないうじゃないかと私は思ひのであります。坑内作業員が考えてみて、自分がもしガスで死んだ場合に四十万円しかもらえないのだ、こうなつたら、だれも炭鉱で働くという人はありません。そういうところ、大きな欠陥があるのではなからうかと私は思ひます。もちろん雇用確保の面でも、中心的な役割を果たすのは通産省であります。が、労働省とも関連がありますが、やはり一つには、そういう方一事故の場合には、家

族も安心していけるのだという体制を作つてやらない限り、人間を残しておくことは私は困難だと思ひます。あるいはまた、それだけじゃなしに、たとえばきょうも要望があつたのでありますけれども、いま炭鉱の健康保険組合といふものは、赤字でもつてどうにもならない。それで法律上は、標準報酬月額六割を、これを病気のために休んでおる期間を支給しなければならぬといふことになつておるのに、その法律すら実施できないで、四割しか払つていないという現状がある。こんな条件の中、炭鉱に働く人々が、長くいう、けはなしのでありまして、そういう、あらゆる問題で、どうやって、一体作業員の意欲を高めるか、作業員が残つて、おれは炭鉱でやるんだという気持ちを抱かせるかといふ点になつてきます。と、政府としても、いろいろな私指置があるだらうと思ひのであります。ですから、給与の問題はもとよりのこと、そういう方一事故の場合の事故の対策、かりに労働が、そういうことになつておつても、特別の給与をもらえらるんだ、そうすれば、おれが方一、そういう結果になつても、家族は困らないんだという体制を作つてやるとか、あるいは炭鉱の健康保険組合が赤字のため、どうにもならない、しかし国からこういう助成がある、その助成があれば、自分が病気をしても六割の給付——六割の給付じゃない、ほかの産業は七割も八割も実額はもらつておる、そこまでする。そういうような体制を作つてやること、分が病気でしつたときには、治療に専念できる、そういうような体制を作つてやること、そういうことがなされな

い限り、いまの日本の石炭産業の雇用の解決はないと私は思うのであります。

そこで私は大臣に、これはひとつ私からの要望として申し上げておきますが、そういう労働者個々の問題、あるいは企業それ自身の問題、それぞれの問題について、通産省が中心となり、厚生省なり労働省なりその他関係諸官庁と寄り寄り協議の上に、雇用対策が万全に立てられるような措置をやつてもらえるかどうか、このことをお伺いしたいと思うのであります。

○国務大臣(福田一君) いままで、述べられましてお氣持のことはよくわかるのであります。通産省としても、できる限りのことはいたしたいと存じております。ただ、長い目で見ましては、やはり高効率高賃金といひますか、石炭産業自体が自立できて、そうしてちゃんとつばな給料も払えるし、厚生施設も福利施設もできるという産業に育て上げるということになればならないし、またその目的に向かつて、いま進めたいとおと私は信じております。こういう過渡的な時代におきましては、いま仰せになったような問題は、なかなか一挙に解決できないことがありまして、私は労働者のお方に非常な御迷惑をかけておることを非常に遺憾に思つておるのであります。それが、それだけに何か、いまお話になつたような労働意欲を高め、また、鉱山に就職することを希望するような方法が、現段階の情勢においてできることがありますならば、できるだけお骨折りをしてみたいと思つております。

○阿具根登君 私大臣の所信表明について、二、三點御質問申し上げます。まず第一に、「総合エネルギー政策の基本的方向を検討し」云々というところが主張されておりますが、一体総合エネルギー政策の考え方、基本的方向、四十七年までの対策というものがあつたら、詳細に承りたいと思ひます。

○政府委員(新井貞一君) 総合エネルギー政策については、御承知と思ひますが、昨年の十二月十六日に答申が出たおわけでございます。その内容を概要申し上げますと、昭和四十二年までの前期と、四十七年までの後期に分かれておりますが、四十二年までの考え方、あるいは政策の進め方につきましては、三十七年秋にござりました調査団の、あるいは閣議決定によりまして石炭対策大綱、この線では工夫をしながら進めてまいりますが、後期の問題につきましては、五千五百万トンという生産規模というものは、やはり国のエネルギー政策上必要であるといううなことで考えられておりました。また、あそのための対策をいたしましては、いま答申に出ておりますラインは、長期取引といひますか、需要確保の問題、これは考えなければならぬといううな形で出ておるわけでございます。詳細は答申案にござりますので、ごく概略を申し上げますと、以上のとおりでござります。

○阿具根登君 いや、それじ、なくて、総合エネルギー政策としての御質問を申し上げたわけなんです。たとえば総合エネルギー政策があつておりながら、油の問題では出光興産が出るの、出ぬのと、通産省が盛んに仲に入つて

規制をしておるようです。ところがその規制に應じない、一方ではほとんど新規事業を申請されておる、油業界は非常な混乱を起しておる。

そういう状態の中で石炭産業は、予定された今日までの計画よりもずっと進んでおる。だからまず、このエネルギー政策そのものがふらふらしているから、そうでなかつたならば、石炭企業がこれだけ合理化が進んでおるならば、もっと状態は変わつてこなければならぬ。合理化だけが先に進んで、あとが全部おくれつてしまつておる、こういうことになるわけなんです。

だから一体、電力を何年にどのくらい、油をどのくらいと、そうすると、その油業者に対しては、どういう規制の措置があるのか、そういうことがでるのか、できないのか、そういうことがわからぬから、私はエネルギー政策といふのが乱れてしまつておると思ふんです。どこの業界でも、お互い自由競争だからけつこうなことでありますけれども、必ずこのあと破綻がくると思ふんです。だから、その基本的な問題、エネルギー総合対策をお聞きしておるわけなんです。

○国務大臣(福田一君) 私はそのお答えをするにあつて、エネルギーの対策でどういふふうによつていくのかというところになると、電気は電気、油は油、石炭は石炭、個々に濃淡の度、あるいはやり方はみな、それぞれ違つておると思ひます。これが国で管理してもいいとしてやる場合には、これはこういうふうにする、このほうはあれを目的にして、何年までこうしていくという政策というか、予定表といふものは立てられると思ひます。はつきりした予定表は、

なかなかそうでないところに、いろいろのいま言われたような相互の間における、ある意味においては矛盾といふか、ある意味においては、片一方にはきつくて、片一方には弱いじゃないかといふような問題もあり得ると思ひます。

しかし、それが起り得る理由は、また、その業界自体が持つておる、内蔵している持質にもよるかと思ひます。おるものであります。

そこで、いまお話がありましたから、油の問題でございますが、油は、石油に関する法律、業法がございまして、そして設備の新増設については、これは国がこれを認可する、許可する、こういう法律があるわけでありまして、そうして、同時にまた、各油の会社が、どれくらい規模で生産していくかというところについては、通産省に届け出をする。通産省は、必要があつた場合には、あまり需要よりよけいしたような場合には勧告する。たとえば、十方バレル毎月つくることを十二方バレルつくだつたら、そういうことをしてはいけませんよ、やつぱり十方バレルということにしておいてもらいたい、こういうことを言うことができる、こういう程度の法律、概略言へば、そういう趣旨のものでござります。

ところが、この間うち、出光の問題が出ましたのは、まあ詳しく言つておくと、これは際限がないのでありますけれども、これは要するに、出光が、去年の二月に新しい工場ができたわけ、設備能力があるものができたわけ、できたところが、いまの現実の状態では、油が必要とする量に対して設備は一三〇%あつた。一〇〇%に対して一三〇%。新しくできたものにあまり製造をさせない。それはもう余つておるのだから、あとから出てきたものが、そのむやみにやる必要はないんじゃないか、こういうことで、業界内ではいろいろ問題があつて、あまりその設備を使わせないという形があつた。一部、私は理屈があつたと思ふのであります。そこで出光は、そういう業界から飛び出して自分は自分でやるのだ、こういうことでしよう。自分でやるのだけれども、やつたところの姿を見ると、この出光自身が、われわれのところへ届け出ておつたものよりか、いささか増産をしてゐるということがあつたわけでありまして、そういうことから見て、それでは困るじゃないかと、今後、そういうことをされるなら、やつぱりわれわれとしては、はつきり勧告をするがどうだ、こういうことから、いやそれは、まあそういうことをもうしないことにします、で、今後は業法の精神に従つてやつていきたい、こういうことでありますから、まあそれならけつこうだと、こういうことで、あの問題は解決しておるのであります、じゃなぜ、そういう出光問題が起きたかといふことは、石油業法を作つたとき、これは私どものときでないので、その善悪を言うことはできませんけれども、かけ込み訴えといひますか、そのとき業法ができて、新増設が、今度許可制になるから、いまのうちに早くつくつておけといふことで、どつとばかりに押し寄せた新増設があつたわけ、これは認めるといふことで、石油業法をつくるときに、大体そういうことで、あの業法ができたものでありますから、これは許可しないわけにいかない。それを許可したから、設備が一〇〇%の

分に対して、需要一〇〇％に対して一三〇％の設備ができた。それをそのままに野放しにしたら混乱をするから、大体その設備を今後しばらくの間、相違二年か三年か四年か五年か、相違の伸びにもよりますが、やっぱり通産省がそれを監督していくというふうなふうにして、こういうことになったわけでございます。これは詳しく申し上げておきます。これは詳しく申し上げますから……。

また電気は、御案内のような姿においてやっております。

そこで、石炭の場合におきましては、これはまあ、いわゆる有澤調査団の答申に基づいた一つのやり方で、この際、根本的に石炭事業というものを合理化して立て直していくということでおっしゃったようなふうな、思ったよりは早く進んだ。合理化のほうは先に進んだ面がありますと同時に、人手不足というようなこと、あるいはまた、将来の石炭産業に対する見込みがよくないということや、自衛的にやめる人があったりしたために、非常に大きな、一つの根本的な大きな問題を起したこともあなたのよく御承知のとおりであります。将来といたしましては、やはり私は、先ほど大矢委員から言われましたように、これが高効率高賃金産業に、できるだけ早く近づける努力をわれわれとしてはしなければならぬ。それをすることによって、初めて人が得られるのだ、まあそういうことをするのに鉱山、大きい山などでは、学校まで作ってやろう、これは石炭だけがやったわけじゃありません。

ん。われわれのところは織物の関係もありませんが、織物では、前から高等学校を、特殊な高等学校をつくって、そのかわり三年で卒業するのを四年あるいは五年かかって卒業するというやり方で、特殊のそういうものを作っているところもありません。

これは、産業が、そういうふうな非常に人を必要としながら、しかも非常に不況であるときによく起きる現象であります。私は、こういうことも一つの方法だと思いますが、そういうことをして、いまやっていくということも大事だと思いますが、いずれにしても、しかし根本は、その仕事自体が有望にならなければならぬ。有望であるというところは、非常に能率も上が利益も上がる、したがって、従業員の待遇もよいということにしなければいけない。また福利施設も十分であるというところになければいけないと思うのであります。そういう意味合いで、それぞれのエネルギー関係の、油にしてもあるいは電気にしても、石炭にいたしても、どの部門においても、それぞれの分野において、いま言ったような高効率であり、生産性も高まり、非常に利益の上がるような、したがって、将来有望なような産業に仕上げていくというのが、いわゆる政策の根本に相なるわけでございます。その根本から出て、それぞれの業種に応じて必要な施策をわれわれとしてはやっていく、こういうふうな考えておるわけでございます。

○阿具根登君 大臣の考え方は非常にけっこうだと思いますが、一〇〇％の油なら油の需要に対する施設に、一三〇％なり、一五〇％なりそれ以上も、

政府が許可をしているということは、これは業界が混乱をするということになります。この問題は、大臣が時間がないそうだから、いずれ予算委員会できつくりお尋ねすると思いますが、そういう基本的な問題がくずれしておるから、石炭は合理化が進んでしまつて、有澤調査団以上の合理化が進んでおつても、石炭労働者の待遇というものは変わつておらない。あなたがおっしゃるような高効率高賃金というならば、調査団が出したときは十六トンから十八トンの月産能率です。それがいま三井、三菱、古河、住友で五十トンを超えておられます。十六トンから十八トンくらいというのが五十トンを超えている。三倍になつて賃金が上がりましたか。こんなばかんなことがどこにある。能率は三倍になつて、賃金は先ほど大矢委員も言つたように、炭鉱だけは据え置きです。坑内に下がつて、そうして危険な場所を働いて、賃金は据え置き、能率は三倍。現にその能率が上がつておるのだから、賃金もこれだけ上がったというのだから、賃金もこれだけ上がったということになれば、魅力もわいてくるわけですから、ところが賃金は上がらずに能率はうんと上がる、災害は大きくなる。人が減るのがあたりまえです。また、心配いたしますのは、それで、こういうことは、相当のまた投資も今度やられるようですが、そういうことをやると、少ない人間で五千五百万トンも、十分確保することになる。今度は先ほど申しました油その他のやつで、またまた炭鉱というものはひどい目にあうのだ、こういうふうに感じるわけですから、いま私が申し上げましたように、新聞で突いておりましたから、これを読んでもいいのですが、時間がないうちに読みませんけれども、三井にしまして、五十一トンとか五十七トン出して、もうするならば、魅力を持たせるならば、現在能率がこのくらいだから、このくらゐで上がったならば、あなたの方の賃金はどのくらいになりますよというくらいのことではないければならぬと思う。会社には、一切がささいの合理化資金から買い上げ資金まで全部貸してやる、あるいは融資してやる、出資してやる、そうしておいて、労働者の待遇に対しては、何もふれておられない。高賃金とおっしゃるならば、これだけの能率になつたのだから、高賃金にならないければならぬ。それが、なつておらない。その点が一点。それからもう一点は、今度二十万トン、また不良炭鉱を買い上げていただくのですが、これは不良で買い上げてもらわなければならぬと思うのです。その点は、こゝろが、私が心配いたしますのは、こゝろ二十万トンの中に、おれの炭鉱は入つておるといふ業者はわかるわけですから、おれの炭鉱も買い上げられる。そうするとその業者は、あらゆる設備はそのまゝにしておいて、一トンでも多く掘るといふ状態に私はなつてくると思う。どうせ自分の炭鉱は買い上げられるのだ、どうせ保安設備をもつておられる。つぶされる。こゝろに、金をかける人はだれもない。そうするとむちゃくちゃに人を使つてきて、また大きな災害が起ころしはせぬかと私は思うのですが、そういう点について、どういふふうなお考えか、お尋ねしたいと思ひます。

第三点は、産炭地振興に合はしての

企業の誘致でございますが、この誘致される方々の意見を聞いてみますと、非常に優遇されておられるけれども、開発銀行からのあつてんで利子は八分です。九分ですか、高いのを支払わされておる。これじゃ産炭地振興といつて、せつかく融資に手を差し伸べても、つたけれども、産炭地に特別する必要は何もないじゃないか、こういう意見が出ておられるわけなんです。資金の限度が、全部といかないけれども、全部が、少くも有望な産業がきつとすれば、資金がたぐさぬ。そうするとその資金は、開発銀行からの高い利子で借りなければならぬ。だから、金のあまりかからない女やあるいは年寄りが仕事をするような産業しか持つてこれない。せつかく産炭地に事業を持つてきて、中高年齢の方々とか、あるいは血氣盛んな男の方々とか、そういうものは福にならない。全部女の方々、そういう産業になりつつある。

それからもう一つは、ボタ山処理にいたしても、いろいろ聞いてみますと、ボタ山処理なんていうものは、最もいい作業じゃないか、人も炭鉱なると、そのまま使えるし、ボタ山はなくなるし、悪いところは埋まるし、最もいいじゃないかということでは一生懸命馬力かけて、相談してみますと、採算が合うか合わないか、土地の値段が幾らでどうなるのだ、企業がくるかこないかというわけですから、事業にならぬというわけですね。だから、そういう利潤を目的としてボタ山はやるのじゃない、遊ばして四百五十円なり幾らなり金をあげるよりも、仕事してもらったほうがいいんで、しかもそれが、少

たほうがいいんで、しかもそれが、少

しても開発のために役立つのじゃないかというところでやっておるのを、採算をベースに考えて、採算が合わないという点からだめだということ、まだ一カ所も手を付けられていない。

これじゃ、絵にかいたもちじゃないか、こういうふうな考えのようですが、まだ二、三点ありますけれども、予算委員会へいかれるそうですから、私、これで一応質問やめますが、以上三点について御説明願います。

○国務大臣(福田一君) まずもって、油のことで御理解をたまわつていただきますと思うのですが、通産省が許可するというのが、大体二年先を目標にして許可する。私がやつても、去年許可いたしました。しかし、それは来年を考えたその時分になれば、そのくらいのことが必要であるというのを認定してやつておる。大体、それに応じております。ただし、最初のときの法案のできる前後のときにかきこみ訴えした分は、ふくらみになっている。

これを二年か三年の間に、うまく調整をして、許可をあまりしないで、許可を少なくしながら、それが全然ないでいいかという、許可をしなくちや間に合わない。それに間に合わせるように、いまやっている、そういう意味でありますから、それをまず御理解をいただきたいと思うのです。

いま貸金の問題が出て、能率が上がったのなら、すぐ賃金を上げてやるべきだ、こういうお話であります。これは私は、それぞれの経営者の考え方、問題もあると思います。また銀行から言つと、金を貸す場合の問題もあると思います。それは非常な負債を持つてゐる。非常なたいへんな負債を

持つてゐる。ほんとうから言えば、銀行から言えば金は貸せないのだけれども、一定の年限がたてば、これは返せるのだ、それだから、ひとつ金を貸しましょう。これは私は、石炭国営ということになれば、いまおっしゃつた理論はすぐ通つてくると思うのであります。が、そこいら辺は、あなたよく御存知だと思ひますけれども、一つはなかなかむずかしい、能率があつた、能率があつた分、どんどん前のマイナスをある程度カバーして、あるいは利息の支払いが遅延しておるのをカバーしていくというふうなことがあつたの全部をうちに回していいかどうかということになる、これは……。

○阿具根登君 そういう極端な議論じゃないのです。三倍になつたなら、銀行に払うのは、その半分でもいいでしょう。三分の二払つてもいいでしょう。しかしあがつたから、三分の一度はあなた方にやるのだ、かえすというのがあたりまえじゃないですか。

○国務大臣(福田一君) だから、そういうことは三分の一になるのがいいのか、四分の一になるのがいいのか、したらいいかということは、私はそれぞれの炭鉱において、それぞれの経営者と労働者の間のお話し合いでまづいくのじゃないか、政府として、その場合、あがつたらあがつた分の何分の一は労働者へやれとか、そういうことまでは、これは国営にしない限りにおいては、そこまでは触れられない。また、そういうことをする場合、経営者としては、労働者だけを相手にはやれないので、やはり銀行とか、その他株主とかいうような、いろんな人との関係

もにらみ合せてやらなければならぬ。これはいまの経済の時々、動かし方が、そうなつておるからむずかしいと思ひます。あなたの言われる、少しは何かそつちのほうへも、労賃のほうにも還元したらいじやないかというお考えは、私は一つのお考えだと思つておると、こう申し上げておるのであります。具体的に政府がどうせいいということは、なかなか言いかねると、こう申し上げておるのであります。

それから、不良炭鉱の問題でございますが、これは二十万トン予定しておりますが、まだ何もきめてはおりません。しかし、あなたのように、おれのところは、どうもだめらしいというところを感じておるところがないとは言えないと思ひます。いずれにしても、非常に今度局長もわかりました。が、現場等においても、保安ということに非常にいま注意をいたしておる。と、一生懸命いま努力をしておる。と、あなたよくおわかりを願つておると思ひます。で、われわれとしては、できるだけそういうことのないように努力をいたしてまいりたい。かように考えておるわけでございます。

それから、産炭地振興の問題でございますが、これは仰せのとおり、なかなか石炭を掘ることをやめた方、石炭事業に關係していた人で離職した人を使つて、事業があれば、一番いいのであります。が、なかなかそれはむずかしい面がありまして、仰せのように女や子供を雇う仕事のほうが先にくというところも事実でございますが、しかし、これもお前のところは、あそこへ行つて仕

事をせよというわけにもいきません。金はできるだけ融資してあげましょう、こういうことはやつておるのであります。普通の仕事でございまして、全然仕事がないのに、具体的に仕事がない、今からやろうというのに金を貸すというの、民間の銀行であれば、もちろんございすけれども、政府関係金融機関では、なかなかこれはいたさないということにしている。産炭地振興の場合においては、新しくそこへ持つていつて仕事をするという場合でも、これを認めて貸すというところに、一つの特徴があるわけで、やはりそういう意味で、政府としてはできるだけやうつもりでやらしていただいておるつもりでございますが、それが十分いっておらないということでございます。

○委員(岸田幸雄君) 次は、通産省當局から、三池炭鉱災害について発言を求められておりますので、これを許可いたします。川原鉦山保安局長。

○政府委員(川原英之君) 御高承のよう、昨年の十一月九日三池炭鉱におきまして非常に希有の大災害を起しまして、非常に世間さまを騒がし、かつ諸先生にも非常な御心労をおかけいたしましたことを深く遺憾に思つております。今日までの経過につきまして、担当いたしましたして御報告を申し上げておきたいと思ひます。

もいところをひとつ、できるだけさがして、ボタ山処理等もつと進めたい。

○委員(岸田幸雄君) ちよつと速記とめて。

○委員(岸田幸雄君) それでは速記を始め。

災害は、昭和三十八年十一月九日十五時十二分ごろ、三川坑の第一斜坑におきまして起きたものでございますが、罹災者は千二百名にのぼるまことに悲惨なできごとでございました。死亡者の内訳は、すでにこれまでも御高承でございしますが、爆発の直撃によりましてのが二十名、一酸化炭素中毒によりまして四百三十名の方がなくなられ、かつ、入院後死亡された方が八名でございします。職員と鉦員別に申し上げますと、直轄職員が二十五名、直轄鉦員が四百五十名、請負の組夫が二十八名ということになっております。その後、患者の入院をされた、あるいは通院をされております方々の状態は、これは日々若干の変動がございしますが、一月二十六日現在におきましては、入院患者二百六十二名、通院患者四百十名ということに相なっております。

この災害につきましては、災害の直後十一月十二日の閣議におきまして、臨時三池災害対策本部を設置いたしましたと同時に、これは技術調査団、俗に山田調査団と呼んでおりますが、九大の山田教授を団長といたします技術調査団が現地に参りまして、原因の調査に当たったわけでございます。現在までに報告を受けております技術調査団の報告によりまして、第一斜坑におきまして、巻き上げ中の列車のうちの八両箱の列車が逸走いたしましたして、堆積炭じんを浮遊させ、この炭じんに引火して起こった炭じん爆発であると考えられておるわけであります。炭塵逸走の原因は、巻き上げ中の列車のうちいづれかの車両が脱線いたし、これをさらに巻き上げたため大きな荷重がかかり、車両のリングが坑口から約千八百

十メートル付近で切斷したために起

こつたものでありましてこのリングが材質不良のために荷重にたえなかつたというように推定をされております。なお着火の原因につきましては、これはいろいろな原因が当初推定をされたのでありますが、山田調査団としては、いろいろ実験等を終まして、一応車両と鉄ワク、あるいはベルトコンベヤーのフレイム等が触れ合つて出た摩擦熱か、あるいは直接電球が破壊いたしましたフィラメントの火、そのいずれかであろうというふうな推定をいたしておりますけれども、この点につきましては、なお調査研究を進めていくことを期待するという報告に相なつておりますわけでございます。なお、これら原因につきましては、別途福岡鉱山保安監督局におきまして、以上の点も含めておられますが、最終的な結論を完全には、まだ至っておりません。

災害発生後、臨時三池災害対策本部を設置いたしましたして、いろいろの対策を中央において講じたのでございますが、一応この対策本部は、十二月二十七日に解散をいたしましたわけであります。なお、いま現地におきまして、福岡通産局に設けました臨時三池災害対策本部地方連絡協議会は、本部が廃止しまして後も、なお引き続いて続いておりまして、医療対策その他のことに当たっております次第でございます。先ほど申し上げました山田調査団は、十一月十三日から調査を開始いたしました十二月二十五日に、一応最終の調査を終了いたしました。十二月二十六日に報告書が提出されておりますが、この報告書は、先般委員会のほうに御提出

申し上げたものであります。

て、通産大臣から石炭各会社に対して、
嚴重に警告を發しますほか、それぞれ
の監督部局に対しまして、災害防止
のための緊急措置を指令したわけであ
ります。十一月の二十六日また別途中
央鉱山保安協議会を開催いたしまし
て、この協議会から三池炭鉱災害視察
班を、これは中野教授を中心にいたし
ます中野調査団といわれますが、こ
の視察班は、三池の災害等にかんが
み、基本問題を検討するという目的で、
現地視察を行ないました。これについ
ての建議書が出されております。この
建議書に基づきましては、現在いろい
ろその中に、法律あるいは規則の改正
等を要しますもの、あるいは行政指導
を強化してまいりますもの、いろいろ
なものが含まれておりますので、それ
ぞれにつきまして、目下、あるいは実
際に施策に移し、あるいは慎重に検討
をいたしております。

三池炭鉱は災害発生後、操業を停止しておったのでありますが、私どももといいたしましては、抗内の安全と、それから今後とも保安を維持する態勢が十分整っているかどうかということが確認された上でなければ、生産再開は認めないということを基本方針といいたしまして、今日まで参ったわけでございますが、まず宮浦、四山の両坑につきまして、会社側から保安整備計画書が提出されたのであります。この整備計画書の内容は、炭じん対策、車道、巻き上げ設備、ケーブル等のいろいろなか施設の整備をはじめといたしまして、保安要員訓練や保安管理者その他を今

めます保安管理機構の強化等を内容とするものでございまして、これに対して、数度にわたりまして鉱山保安監督局におきまして、整備計画自身をいろいろと修正をし、最終的な整備計画が成りました後、昨年の十二月三日から七日まで、鉱山保安監督局による一斉検査を実施いたしました。特に、ガス、炭じん、落盤、運搬、自然発火及び機雷関係について、特に重点的な検査を行いました。その検査の過程におきまして、種々現場におきまして改善を措置いたしました。手直しをいたさせておるのであります。

なお、この災害が非常に大きな災害でございましたので、いろいろな不安もございましたので、さらに念には念を入れて、佐山調査団を現地に派遣いたしましたして、坑内の保安状況の調査をしていただいたわけでありました。

この鉱山保安監督局及び保安状況調査団の調査結果を受けて、宮浦、四山に関しては、生産を再開する態勢が保安的な観点からは整備されたといふふうに認めまして、十二月二十日、この旨を通知いたしました次第であります。この二十日から二十六日まで、現地におきまして、いろいろな訓練その他の準備をいたしまして、十二月二十六日から宮浦、四山が再開に相なつたわけでございます。

次に、三川坑でございますが、まず最初に、四山からの揚炭を選びます筆一ベルト斜坑についての整備計画書が出てまいりました。これも四山坑、宮浦坑と同様に、それぞれ相当数の訂正を行ない、かつ現場におきまして検査の結果手直しをいたしました。そうし

て、たとえばコンベアの設幾個所には、ピニールでカバーいたしますとか、あるいは撒水コックを増設いたしますとか、動力用のケブルを第二斜坑に移設いたしますとか、その他相当の数の条項につきまして改造をいたします。これらの状況の確認を一月十六日

にいたしました。一月十六日から第一ベルト斜坑の運転をまず許可いたしましたわけでございます。三川の坑内全般につきましては、これはその後、なお引き続きまして、いろいろな点についての検査を実施いたしました。特に、岩粉散布の強化、逸走防止設備の増強等、種種の改善を実施いたしました。特に人員配置の問題につきまして、災害により間接夫関係に被害が多かったことにもかんがみまして、その人員のバランスをとることに特に重点を置きました。関係上、全面再開でなくて、その人員の均衡ある配置に見合った限度で生産を再開し、今後、人員補充が実現いたしますにつれて、逐次、次に移っていくというような趣旨をもちまして、三川坑を一月二十一日に部分的に、かつ、段階的な再開を認めたのでございます。この間、いろいろと先生方に御苦労をわずらわしまして、まことに恐縮に存じます。

○委員長(岸田幸雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十五分散会

一月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、産炭地域の自治体行政確立及び住民の福祉生活向上に関する請願

(第四八号)(第一二二号)(第一

三三三

一、産炭地振興対策に関する請願
(第六七号)

一、石炭産業に対する保安行政強化
に関する請願(第一五四号)

一、三池鉱業所三川鉱坑内の爆発事
故に対する援護措置に関する請願
(第二三三号)

第四八号 昭和三十八年十二月二十
一日受理

産炭地域の自治体行政確立及び住民の
福祉生活向上に関する請願

請願者 北海道赤平市市赤平自
治労赤平市職員組合
内 浅付竹松外五百十
七名

紹介議員 阿部 竹松君

産炭地の自治体行政確立と住民の福祉
生活維持向上のための施策、立法につ
いて左記事項の実現を期せられたいと
の請願。

一、石炭企業の経済性と地域社会に及
ぼす影響の大きいスクラップ化等に
ついては阻止又はそれに対応すべき
抜本的な対策を緊急に講ずること。

二、炭坑離職者を中心とした失業者の
再雇用対策については、集団雇用が
産炭地で確保されるよう、政府機関
公営企業等の工場設置をし、地域失
業者をこれに吸収すること。

三、炭坑離職者緊急就労対策事業の施
行期間を地域経済、社会情勢が安定
するまで存続すること。

四、炭坑合理化によつて生ずる鉱産
税、市町村民税の減収と生活保護
費、失対事業費等の支出増について
は全額国で負担すること。

五、産炭地自治体職員に対して、人口
激減等を名目とした首切り労働強化
が行なわれることのないよう自治体
に対する行政措置を指導すること。

又、人口激減を理由として定数を削
減する場合は、国及び他の自治体そ
の他に配置転換ができるよう法令改
正等の措置を講ずること。

六、鉱害処理、中小企業、農業の育成
強化、産炭地振興事業団の拡大強化
等について抜本的施策を講ずること
と。

石炭調査団答申以後、炭坑のスクラッ
プ化、合理化が一段と拍車を加え強行
されている現状のもとで自治体の財政
的行きづまりと地域住民の生活の窮迫
化はますます増大しつつあり、地域経
済、社会情勢全般にわたつて深刻な様
相を呈し危機に立たされている。

第一一二号 昭和三十八年十二月二
十四日受理

産炭地域の自治体行政確立及び住民の
福祉生活向上に関する請願

請願者 北海道赤平市市赤平自
治労赤平市職員組合
内 佐藤忠定外二百二十
九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第四八号と同じで
ある。

第一一三三号 昭和三十八年十二月二
十四日受理

産炭地域の自治体行政確立及び住民の
福祉生活向上に関する請願(二通)

請願者 北海道赤平市市赤平自
治労赤平市職員組合

内 加藤久雄外三百七
十三名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第四八号と同じで
ある。

第六七号 昭和三十八年十二月二十
三日受理

産炭地振興対策に関する請願(三通)

請願者 福岡市天神町 永露政
夫外二名

紹介議員 亀井 光君

産炭地振興のための緊急措置として、
次の事項を早急に実現せられたいと
の請願。

一、地域経済振興対策としての工場誘
致

二、産炭地振興道路事業としての道路
整備

三、小規模ダム建設による用水確保

四、鉱害復旧

五、農業振興

六、電話の即時化

七、観光開発

八、鉄道港湾の整備

九、産炭地発電所の建設

十、炭坑離職者緊急就労対策事業の拡
充措置

十一、産炭地域振興臨時措置法第六条
指定地域の拡大

十二、地方財政措置

十三、産炭地振興関係各種機関の強化

石炭産業の現況は、その対策の基本を
なす有沢調査団答申より合理化デンプ
を早め、当初の合理化計画五百三十七
万トンに対し、業界からの買上げ申請
は約七百万トンに及ぶものと聞してい
るが、他に古河、明治、貝島炭鉱等で

は自主的合理化が行なわれ、不測の離
職者発生を見ている。このため地域経
済の打撃はもたらぬ、炭坑離職者の集
中の発生、被生活保護者の増大によ
り、地域住民の生活困窮の結果は社会
不安すら招来しつつある。

第一五四号 昭和三十八年十二月二
十六日受理

石炭産業に対する保安行政強化に関す
る請願

請願者 熊本県議会議長 園田
清充

紹介議員 沢田 一精君

石炭産業に対し、災害の絶無を期し、
鉱山保安法の再検討と、保安監督の強
化を強く要望するとの請願。

去る十一月九日、三池鉱業所三川鉱坑
内において炭じん爆発による大災害が
発生し、瞬時にして五百名に近い死亡
者と多数の負傷者を出したことは誠に
遺憾である。

エネルギー革命と称せられる事情のも
と、政府の政策と相まって生産の向上
を図ることも、現状下においては当然
のことと思われるが、これに急なあま
り、基本的命題である労働者の人命尊
重と、さらにまた、本産業界自体に不可
欠の要件である災害防止について万普
の考慮が払われているかについては、
少なからず憂慮される。

第二三三三号 昭和三十九年一月十六
日受理

三池鉱業所三川鉱坑内の爆発事故に対
する援護措置に関する請願

請願者 熊本県議会議長 園田
清充

紹介議員 北口 龍徳君

三池鉱業所三川鉱坑内の爆発事故に対
し、早急に左記の恒久的な援護措置を
講ぜられたいと請願。

一、遺家族の子弟の教育に対する援護
措置。

二、遺家族の将来の生活援護。

三、負傷者並びに身体障害者に対する
措置。

四、災害に伴う地方財政の悪化に対す
る国の財政措置。

このたび三川鉱坑内における爆発は、
炭坑災害史上まれなる大惨事で、その
被害はきわめてじん大である。

今後の援護対策につき、地元熊本並
びに荒尾市においては万全の対策をな
すべく逐次方策を講じつつあるが、地
方公共団体としての能力の限界をはる
かに越えるものである。

二月十日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の
一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法
の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法
の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法
(昭和三十八年法律第九十七号)の
一部を次のように改正する。

第十五条に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めると
きは、予算で定める金額の範囲内
において、基金に追加して出資す
ることができる。

3 基金は、前項の規定による政府

の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十九年二月十九日印刷

昭和三十九年二月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局